

# 「インターKX法人税」平成20年度改正対応版 概要(Ver.H20.1)

「法人税顧問 Ver.H20.1」の対応内容についてご案内します。

Ver.H20.1は、平成20年4月1日以後終了事業年度の法人が対象になります。ただし平成20年4月1日以後に開始する事業年度（平成21年3月末決算）の申告には対応していません。次回10月頃リリース予定の「平成20年度追加改正対応版（Ver.H20.2）」で特別償却の付表などと合わせて対応いたしますので、あらかじめご了承ください。

## 1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H19.1 以降  
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

### 概要のバージョンの表記について

「Ver.H20.1」のように小数点以下 2 桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の【ヘルプ】-【バージョン情報】で確認できます。

※Ver.H20.1 のセットアップ CD-ROM には、次のプログラムも収録されています。

- ・インターKX法人税 平成 19 年度 (Ver.H19.2)

### 連動可能な減価償却システム

法人税システム Ver.H20.1 と連動可能な減価償却システムは、Ver.9.0 と Ver.8.1 のみになります。

## 2. 法改正（法人税）の概要

システムに関する改正の予定内容は、次のとおりです。

### 1. 創業5年以内の中小企業に対する欠損金の繰戻し還付措置の延長（別表一）

欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度について、創業 5 年以内の中小企業者の適用除外措置が平成 22 年 3 月 31 日（現行平成 20 年 3 月 31 日）に終了する事業年度まで 2 年延長されました。

#### ※適用関係

改正後の規定は、法人の公布日（平成 20 年 4 月 30 日）以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、法人の公布日前に終了した事業年度分の法人税については、従前のとおりとされています。つまり、改正前の規定は、平成 20 年 3 月 31 日までの間に終了した各事業年度について、原則として、欠損金の繰戻し還付制度を適用しないというものであり、平成 20 年 4 月 1 日以後公布日前に終了した事業年度については、欠損金の繰戻し還付制度の適用があります。

### 2. 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例措置の延長（別表一）

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例措置の適用期限が、平成 22 年 3 月 31 日（現行平成 20 年 3 月 31 日）まで 2 年延長されました。

#### ※適用関係

改正後の規定は、法人が公布日（平成 20 年 4 月 30 日）以後にする使途秘匿金の支出について適用され、法人が公布日前にした使途秘匿金の支出については、従前のとおりとされています。つまり、改正前の規定は、平成 20 年 3 月 31 日までの間にした使途秘匿金の支出について追加課税がされるというものであり、平成 20 年 4 月 1 日以後公布日前にした使途秘匿金の支出については、追加課税はされません。

### 3. 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用（別表三(一)、付表(同族会社)）

中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業についての留保金課税の不適用措置は、適用期限である平成 20 年 3 月 31 日をもって廃止されました。なお、平成 20 年 3 月 31 日までに開始する事業年度で承認を受けた場合には不適用措置は継続されます。

### 4. 研究開発税制の拡充（別表六(六)、六(七)、六(八)、六(九)）

現行の試験研究費の増加分に対する税額控除割合を上乗せする措置を改組し、選択適用できる制度が創設されました。控除税額の上限は、試験研究費の総額にかかる税額控除制度または中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の 10%相当額が限度となります。

※適用時期：平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

※別表六(六)、六(七)、六(八)、六(九)の対応は、次回（Ver.H20.2）で対応する予定です。

## 5. 中小企業投資促進税制の延長（別表六(十一)）…旧別表六（九）

中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却、または税額控除が選択適用できる中小企業投資促進税制の適用期限が平成22年3月31日（現行平成20年3月31日）まで2年延長されました。

## 6. 情報基盤強化税制の見直し（別表六(二十一)、特別償却の付表(五)）

情報基盤強化税制についての以下の見直しが行われ、適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。

- (1)対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものを加える。
- (2)資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人等について、取得価額の合計額の最低限度を70万円以上（現行300万円以上）に引き下げる。
- (3)資本金の額または出資金の額が10億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円を限度とする。

※別表六（二十一）（従来の別表六（二十二））は、今回（Ver.H20.1）で対応します。

※特別償却の付表(五)は、次回（Ver.H20.2）で対応予定です。

## 7. 教育訓練費に係る特別税額控除制度の見直し（別表六（十四）、別表六(二十五)、六(二十六)）

- (1)教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度について、大企業分については適用期限である平成20年3月31日をもって廃止されました。
- (2)中小企業については、労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に税額控除率（8% + (教育訓練費 / 労働費用 - 0.15%) × 40）を乗じた金額を税額控除できる制度に改組して、中小企業等基盤強化税制の中に位置付けられました。
- (3)中小企業者等の教育訓練費に係る法人住民税の特例措置については、労働費に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、課税標準となる法人税額から控除する額を、教育訓練費の総額に税額控除率（8%～12%）を乗じた金額にできる制度に改組されました。

※適用時期：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度

※この改正で追加された別表六（十四）は、次回（Ver.H20.2）で対応予定です。

## 8. 公益法人の税制の見直し（別表一(一)、一(二)、十四(二)）

一連の公益法人制度改革において、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」および「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定の整備が行われました。これに伴い、社団法人、財団法人に対する課税の仕組みも整備されました。また、公益法人制度改革に伴い、地方税関連の措置が講じられました。

※適用時期：原則として平成20年12月1日から適用されます。

## 9. 交際費等の損金不算入の特例延長（別表十五）

中小企業者に係る400万円の定額控除の特例（支出交際費のうち400万円までの部分について90%の損金算入が認められる）の適用期限が、平成22年3月31日（現行平成20年3月31日）まで2年間延長されました。

※適用時期：平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度

## 10. 減価償却制度の法定耐用年数区分の簡素化（別表十六関係）

法定耐用年数について、機械及び装置（耐用年数表第二）を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分を整理し、法定耐用年数の見直しが行われました。この取扱いは、新たに取得する資産に限らず、既存資産を含め適用されます。

※適用時期：平成20年4月1日以後開始する事業年度

●法定耐用年数の短縮特例について、納税者の事務負担に配慮し、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請することなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができることとされました。

## 11. 少額減価償却資産の特例の延長（別表十六(七)）

中小企業者等の少額減価償却資産の特例を認める制度の適用期限が、平成22年3月31日（現行平成20年3月31日）まで2年延長されました。

### 3. 法改正（地方税）の概要

システムに関する改正の概要は、次のとおりです。

地方税の改正対応は次回追加改正版（Ver.H20.2）で対応予定です。

#### 1. 法人事業税（所得割および収入割）の税率改正

法人事業税（所得割または収入割）の税率が改正されます。

※適用時期：平成20年10月1日以後開始する事業年度

#### 2. 地方法人特別税の創設

法人事業税（所得割または収入割）の納税義務者に対し、法人事業税（標準税率により計算した所得割額または収入割額）を課税標準として課されます。

※適用時期：平成20年10月1日以後開始する事業年度

### 4. 法改正による変更内容

20年度法改正に伴うシステムの変更概要の内容は、次のとおりです。

平成20年4月1日以後開始事業年度には対応しておりません。

#### 1. 追加帳表

次の帳票を追加します。

別 表	別表名称
別表六(二十一)	情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

#### 2. 次回追加予定の帳表

平成20年4月1日以後開始事業年度から適用される次の別表は、次回（Ver.H20.2）で対応する予定です。

別 表	別表名称
別表六(六)	試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(七)	中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(八)	試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(九)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に関する明細書
別表六(十四)	事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書 (旧別表六(十二)に「教育訓練費に係るもの」欄が追加された書式)
別表六(十五)	事業基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書 (旧別表六(十三)(11)、(17)、(18)の項目名が変更された書式。入力元別表番号別表六(十四)から別表六(十六)に変更。)

※今回のVer.H20.1の旧別表六(六)、旧別表六(七)、旧別表六(十二)、旧別表六(十三)は、平成20年3月31日以前開始事業年度まで適用されます。平成20年4月1日以後開始事業年度で選択された場合は、使用不要のメッセージを表示します。

#### 3. 削除帳表

次の旧様式を削除します。

別表六(十九)	別表十一(四)
---------	---------

※Ver.H20.1のデータ変換の際、別表四に別表十一(四)から転記されている値があった場合はクリアされます。（〇になります。）

#### 4. 法人税別表の変更

別表一(一)	別表一(二)	別表一(三)	別表三(一)	別表四	別表五(一)
別表六(十)	別表六(十一)	別表六(二十四)	別表六(二十五)	別表六(二十六)	別表十(六)
別表十四(二)					

##### ＜例：別表一変更内容＞

- ・右上欄外の番号を「FBO106」に変更
  - ・右欄外「普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」に変更
  - ・「一般社団・財団法人の区分(非営利型法人、普通法人)」欄の追加
- 今回のVer.H20.1では印刷フォームの変更にのみ対応します。入力や計算などには対応していません。
- ・法人税額の特別控除額(3)：転記元 別表六関係の変更に伴う項目名(計算式)の変更
  - ・リース特別控除取戻税額(5)：転記元 別表六関係の変更に伴う項目名(計算式)の変更
  - ・課税留保金額(8)(9)：転記元 別表三(一)項目番号変更に伴う変更
  - ・法人税額の計算欄：「中小法人等の場合」に変更 など

## 5. 検算・税額計算画面の表示内容の見直し

別表五(一)の「繰越損益金(26)③の内書」に金額がある場合、検算・税額計算画面で、金額表示と差引計とのチェックをするように変更しました。

## 6. 地方税 第六号様式の税率

都道府県民税の事業税税率、法人税割税率、均等割税額を、平成20年5月1日現在確認されている税率(税額)に変更しました。

# 5. 機能アップ内容

**お客様からいただいているご要望より、  
平成20年度では、  
翌期更新処理の項目連動強化や  
帳票間の連動強化  
などの機能アップを予定しています。  
いつもたくさんのご要望ありがとうございます。**



帳票追加

表示改善

更新機能  
の強化

### 1. 別表の新規追加(別表六(二十一))

別表六(二十一)「情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書」を新規に追加しました。

次回のVer.H20.2では、特別償却の付表(五)「情報基盤強化設備等の償却限度額の計算に関する付表」を追加する予定です。

### 2. 別表入力画面の初期表示サイズの改善

画面サイズ「800×600」の動作保証外の制限(詳細は後述)に伴い、「画面を最大化しないと画面下方の入力欄が表示されない」などの問い合わせが多くなった、次の別表入力画面の初期サイズを見直しました。(別表二、別表十四(一)、第六号様式別表五の二の四)

### 3. 翌期更新処理

翌期更新時の処理を次のように対応しました。

#### <別表ハ>

- 受取配当等の金額の明細のうち、金額欄(31)～(37)は繰り越さないように対応しました。

#### <別表十四(一)付表>

- 「3 業務主宰役員給与額」の③内書きに、前期の別表十四(一)の「37 損金不算入額」を転記するよう対応しました。
- 「3 業務主宰役員給与額」の③本書きに、前期の別表十四(一)の「32 当期に支給した業務主宰役員給与額」を転記するよう対応しました。
- 「基準期間内事業年度等の調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額の計算」内において、次の条件の場合、「基準期間直前事業年度等」に事業年度を設定しないよう対応しました。

前期の「5 調整欠損金額」③ = 0 かつ、

前期の「11 差引翌期調整繰越欠損金額」の2～7明細が全て0の場合

- 白色申告の法人データの場合、「12 調整欠損金額」の②には、前期の「5 調整欠損金額」の①を転記しないよう対応しました。

### 4. 別表三(一)

「21 収用等の場合等の所得の特別控除額」を入力項目から計算項目(上書き可)に変更し、別表十(五)の「(18)+(33)+(38)+(43)」の全頁計を転記するよう対応しました。

### 5. 別表四

- 加算項目「保険差益特別勘定繰入超過額」を追加し、別表十三(二)の「22 繰入限度超過額」を転記するよう対応しました。
- 減算項目「収用等の特別控除額」を追加し、別表十(五)の「(18)+(33)+(38)+(43)」の全頁計を転記するよう対応しました。

連動機能  
等の強化

**6.別表五(一)**

「保険差益圧縮記帳積立金」の増③に、別表四で追加した「保険差益特別勘定繰入超過額」を転記するように対応しました。

**7.別表六(二)**

「47 非課税国外所得の控除額」を上書可能項目に変更し、計算結果がマイナスのとき、○を転記するように対応しました。

**8.別表六(二十四) (旧別表六(二十五))**

「比較教育訓練費の額(13)」を「(12)÷事業年度の数」で計算するように変更しました。

**9.別表六(二十五) (旧別表六(二十六))**

- ・「比較教育訓練費の額(2)」が○のとき、「教育訓練費の額の支出基準額(6)」の計算で使用する税額控除割合を「(3)≥40%の場合 (4)」の「0.2」で計算するように変更しました。
- ・「法人税額の特別控除額 (9)」を上書可能項目に変更しました。
- ・「比較教育訓練費の額(15)」を「(14)÷事業年度の数」で計算するように変更しました。

**10.別表十四(一)付表**

「基準期間内事業年度等の調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額の計算」内の「基準期間前事業年度等の事業年度」の7明細全てが未設定の場合、「前三年調整所得金額(8)(9)(10)の各①」の項目を印刷しないように対応しました。

**11.別表十五**

「3 損金算入限度額」の端数処理を切上固定とし、法人基本情報の「端数処理方法」の設定は参照しないように変更しました。

**12.別表十六(四)**

「23 差引帳簿記載金額」の外書きの入力・出力に対応しました。

**13.事業所設定**

市町村情報に平成20年4月時点の新市町村名を追加しました。また、市町村について、事業所設定画面の「市町村名」に表示する文字列（漢字）を電子申告eLTAXの地方公共団体ファイルの名称に合わせます。ただし、市町村名を変更した場合、第二十号様式のデータはすべてクリアされますので、再入力が必要です。

**14.第六号様式**

- ・法人基本情報の「六号様式還付請求税額」の設定が「相殺する」の場合で、「21 この申告により納付すべき道府県民税額」の計算結果がマイナスのとき、○を計上するように対応しました。
- ・「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」を入力項目から計算項目（上書可）に変更し、申告区分が「確定」の法人データの場合、次の値を転記するように対応しました。
  - 普通法人の場合 : 別表一(一)の「(13)−(5)−(7)−(10)外」
  - 特定医療法人の場合 : 別表一(三)の「(11)−(5)−(7)−(8)外」

**15.第二十号様式**

法人基本情報の「二十号様式還付請求税額」の設定が「相殺する」の場合で、「18 この申告により納付すべき市町村民税額」の計算結果がマイナスのとき、○を転記するように対応しました。

**16.第七号様式**

- ・「42 付加価値割」を入力項目から計算項目（上書可）に変更し、「32 付加価値額（税額）」を転記するように対応しました。
- ・「43 資本割」を入力項目から計算項目（上書可）に変更し、「34 資本金等の額（税額）」を転記するように対応しました。

**電子申告プログラムについて <2008年6月下旬公開予定>**

電子申告システムについては、電子申告の改版案内（電子メール）でご連絡いたします。  
電子申告を行う場合には、別途「電子申告ダウンロードパック」商品の購入が必要です。